

令和4年教育委員会第7回定例会会議録

開会日時 令和4年7月12日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 10時24分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花高子
同職務代理者 上原有美江
委 員 壺内 明
委 員 望月京子
委 員 日高芳一
委 員 青柳 豊

議場出席委員

・教育次長	中島 俊一	・学校教育担当部長	菅谷 幸弘
・教育総務課長	山崎 淳	・学校施設担当課長	小野村守宏
・学校環境整備担当課長	尾崎 隆夫	・学務課長	羽田 顕
・指導室長	谷合みやこ	・学校教育推進担当課長	森 孝行
・学校教育支援担当課長	大川 千章	・統括指導主事	木村 文彦
・地域教育課長	須藤 義和	・放課後支援課長	高橋 裕之
・生涯スポーツ課長	柿澤 幹夫		

書 記

・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花高子 委員 上原有美江 委員 壺内 明
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

○**教育長** おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和4年教育委員会第7回定例会を開会いたします。

次に本日の会議録の署名を私に加え、上原委員と壺内委員にお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。本日は議案等が1件、報告事項等が3件でございます。

それでは、議案第23号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

指導室長。

○**指導室長** 議案第23号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

本件については、新型コロナウイルス感染症に伴う業務への影響を踏まえ、夏季休暇の計画的取得の促進及び取得期間の分散化による感染拡大防止を図るため、令和4年度における夏季休暇の取得対象期間を拡大する必要があるため、改正についての本案を提出するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、具体的な内容は、夏季休暇の取得期間が現行では7月1日から9月30日までとなっているものの、期間の終わりを延長いたしまして、11月30日までとするというものでございます。

なお、この変更は令和2年度から同様に行われているものでございまして、区の職員、東京都の職員も同様に11月30日までの取得期間となっております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

壺内委員。

○**壺内委員** 働き方改革の視点からも、幼稚園の先生のみならず、小・中学校の先生もそうなのですが、休暇の取得率が低い。幼稚園教育職員の取得率は何%くらいなのですか。11月まで拡大することはとてもいいことなのですが、未消化で終わっているのがかなり多いと思いますが、どれくらいかをご存じでしたら。

○**教育長** 指導室長。

○**指導室長** 申し訳ございません。現時点で把握してございませんので、夏季休暇の取得の状況、また年休の取得日数等、すぐに調べて後ほどご報告を申し上げます。

○**教育長** 壺内委員、後ほどということによろしいでしょうか。

○**壺内委員** はい。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第23号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第23号について原案のとおり、可決といたします。

以上で、議案等1件を終わりといたします。

続きまして、報告事項等に入ります。報告事項等の1「葛飾区教育振興基本計画策定に係る意識調査の実施について」の報告をお願いします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは、葛飾区教育振興基本計画策定に係る意識調査の実施につきまして説明を申し上げます。

1の「目的」でございます。令和6年度を初年度といたします新たな葛飾区教育振興基本計画を策定するに当たりまして、保護者の方をはじめ、幼稚園・保育園、区立小・中学校等の教員・保育士、そして社会教育関係者の教育行政に関するご意見やご要望を把握し、区における効果的な教育施策を構築するために、本調査を実施するものでございます。

2の「概要」でございます。(1)の「調査対象及び標本数」をご覧ください。①から⑤の五つの区分を予定してございまして、具体的な対象者及び標本数はそれぞれに記載のとおりでございます。

(2)の「調査方法」でございます。学校等を通じて配付することを原則といたしまして、社会教育関係者には郵送による配付を予定してございます。また回答につきましては、郵送またはインターネットでの回答を予定してございます。

裏面をご覧ください。(3)「設問の構成(案)」でございます。①から⑤の区分に対応いたしまして、別紙1から別紙5を添付してございます。設問の構成といたしましては、前回調査及び前々回調査から経年の傾向を見るための設問に加えまして、括弧書きで記載をしてございます新たな設問を追加するという構成をしているものでございます。

なお設問の詳細につきましては、先週7月7日に開催いたしました葛飾区教育振興基本計画策定委員会におきまして、お示しをしたところでございまして、現在、各委員からのご意見等をお寄せいただいている状況でございます。

3番の「実施時期」でございます。この後、各委員等から寄せられたご意見を基に設問の内容を改めて精査いたしまして、令和4年8月下旬から9月下旬にかけて調査を実施したいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問、ご意見などございましたらよろしくをお願いします。

青柳委員。

○**青柳委員** こちらの意識調査の内容に関してなのですけれども、特に保護者宛ての設問で、一般的に慣れていない文言があったりする部分、例えばリカレント教育であるとか、ICT機器と

か。ICTという言葉について保護者の中には余り分かっていない方もいらっしゃると思うので、意味の説明なども併せて付けていただけたらありがたいなと思います。要望です。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 今後、具体的な調査票にまとめていくわけでございますけれども、今ご指摘いただいたような点につきましては、言葉の定義をしっかりとそこに記載して、回答しやすいよう対応してまいります。

○教育長 よろしいでしょうか。

○青柳委員 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

上原委員。

○上原委員 保護者の関係のところの【新】と書いてある中で「あなたは普段、ご近所や地域とお付き合いをしていますか」というのが入っています。聞きたいことは分かるのですが、ここだけ少し違和感を感じたのですが、どうなのでしょう。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 設問の趣旨でございますけれども、近所付き合いの程度を他の質問とクロス集計しようというものでございます。ただいま委員からもご指摘いただきましたこの設問で最終化するかどうかにつきましては、ご意見等を踏まえ、検討していきたいと考えてございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 ほかの質問と比べると、少し違和感があるのです。プライバシーに踏み込まれているような、そういう違和感のようなものを感じたので、その辺は皆さんのいろいろなご意見を聞いて考えていただければと思います。

○教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項の1を終わりといたします。

次に、報告事項等の2「区立小・中学校等の個室トイレへの生理用品の配備状況について」の報告をお願いします。

学務課長。

○学務課長 それでは、私から「区立小・中学校等の個室トイレへの生理用品の配備状況について」ご説明申し上げます。

1の「報告趣旨」でございます。今年度から児童・生徒が安心して学校生活を送れる教育環境を整備するため、区立小・中学校の個室トイレに生理用品を配備しているところでございます。今年度、令和4年6月に各学校における生理用品配備状況について調査を実施いたしまして、調査結果がまとまりましたので、このたび報告させていただくものでございます。

2の「配備状況」でございます。なお、保田しおさい学校につきましては、トイレへの配備は

行わず個別に対応しているところがございます。

(1) 「配備場所」でございます。全ての階のトイレに設置している学校が、小学校 49 校中 12 校、中学校は 24 校中 24 校になってございます。

次にイの小学校になりますけれども、主に 4 年生から 6 年生が使用する階のトイレに設置しているという学校が 49 校中 37 校でございました。

続きまして、(2) の「配備方法」でございます。全個室トイレに配備をしているという学校が小学校、中学校それぞれ 2 校となっております。次に、一部個室トイレに配備しているという学校が小学校 43 校、中学校が 18 校。また、個室トイレではなく、トイレ入口、洗面台等に配備しているという学校が、小学校 5 校、中学校 7 校となっております。なお、表の下に注意書きしてございますとおり、小学校 1 校及び中学校 3 校につきましては、トイレ入口洗面台等に配備するとともに、一部個室トイレにも配備しているというところがございます。

そして、3 番「保護者への周知」でございます。保護者への周知といたしましては、保健だよりといった紙媒体のほかに保護者宛てメールですとか、各学校でのホームページでの情報発信、トイレ内への案内文の掲出等により周知を行っているところがございます。

こちらにつきましての説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問などございますでしょうか。

上原委員。

○上原委員 去年はたしか保健室で配付していたはずなのですよ。今回こういうふうになったということなのですが、保健室で配付していたときには、どのくらいの人数が取りに来たりしていたのかということは分かりますでしょうか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 保健室に置いていた際の消費している数は、今正確なところでは数字として持っているものはないのですが、例えば手持ちがなかったりですとか、そういった生徒が受け取りに来たということは確認はしております。ただ、個室トイレに配備するようになってから、児童・生徒から、周囲の目を気にしなくてもトイレに行けばあると、そういった安心感は非常に大きいといった話も来ているところがございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 最初、保健室に置いたというのは、その子自体に、例えば家庭的な問題がもしかするとあるかもしれないから、そういうことの聞き取りのために、そこに置くとなっていたのですが、そういうことは実際できていたのか、それがほぼできなくてトイレの個室等に置くようになったのか、その辺はどうなのでしょう。

○教育長 学務課長。

○学務課長 保健室に生理用品を受け取りに来た生徒から直接家庭の事情ですとか、そういった

ところを詳しく聞き取ったといった話については、私のほうでは把握はしておりません。

しかしながら、各トイレに設置した趣旨といたしましては、女子児童、女子生徒が安心して学校生活を送れるようにするというところが第一であろうというところで、個室トイレに設置をさせていただいたというところでございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 人の目を気にしなくていいというのは、それは確かにそうだと思うのです。保健室に行くということ自体が、一つの階段があったというか、なかなか行きづらかった部分もあったと思うのです。そういうお子さんたちは、意外に家庭のことを話したくないのです。ですから、余りいろいろ言われたくないというか、そういう思いもあって、でも実際困っていた人もいらっしやっただので、今回の取組はいいと思うのです。このことはこのことでいいと思うのですけれども、ただ、やはり先生方がしっかり、その子一人一人の家庭状況というのは全部は分かるわけではないけれども、もし困っているのだという何かサインが出ていたら、そのサインを見逃してほしくないなと思うのです。必ず子どもは困っているときはサインを出しているのです。ただ、それを周りが見過ごしてしまうということがあるような気がするのです。特に先生方は、とても忙しいので余計そういうところもあったり、また、若い先生方が多いとそういうことがキャッチできないということがあるのかもしれないので、これはこれでいいのですけれども、今後のこととしてしっかりと見ていっていただければと思います。

よろしく願いいたします。

○教育長 私も各学校を回りながら、校長や養護の教員の意見を聞いてきています。子どもたちの安心につながったという評価と、でもやはり今までそういう形でつながっていた子どもたちとのつながりが薄くなるという心配をしている養護の教員もたくさんいて、その意識は今もしっかり持っているかと思しますので、どちらかというよりは、安心感も与えつつ、必要なお子さんとはしっかりとその話も聞けるような両面で進めさせていただきたいなと思っております。

よろしいでしょうか。

○上原委員 はい。

○教育長 ほかに、いかがでしょうか。

日高委員。

○日高委員 大変大事な、重要な営みであると思います。配慮がなされて、ここまでやってこられたことは大変ありがたいなと思います。この保健衛生については、養護教諭が中心になっていると思うのです。ですから、養護部会で、これ1回で終わりではなくて、状況がどうであるかということをしっかり把握して、今後はどう生かしたら、より子どもたちに迷いがなく、この事業が行えるかということを中心に考えて実施をいただければありがたいと思います。ご指導いただければと思います。

よろしく申し上げます。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の2を終わります。

次に、報告事項の3「令和4年度『葛飾区立学校支援団体・個人に対する感謝状』被贈呈者の決定について」の報告をお願いします。

地域教育課長。

○**地域教育課長** それでは「令和4年度『葛飾区立学校支援団体・個人に対する感謝状』被贈呈者の決定について」ご報告させていただきます。

この制度は、3年以上継続いたしまして、葛飾区立幼稚園・小学校・中学校の運営に積極的な支援を行い、その功労が顕著な団体や個人に対して感謝状を贈呈し、学校支援活動のさらなる進展を図ることを目的として実施するものでございます。

感謝状の贈呈につきましては、区立幼稚園長及び小・中学校長に推薦を依頼したところ、12団体、7名の方の推薦がございました。審査した結果、推薦いただいた全ての団体・個人を感謝状の被贈呈者と決定したため、報告するものでございます。

感謝状を贈呈される支援活動と団体・個人の内訳は1「支援活動内訳」に記載のとおりでございます。支援活動は三つございます。まず、この表の上段、学校教育支援活動でございますが、これは学校内で行われる学習ボランティアや授業サポート、部活動指導補助等の学校教育を支援する活動でございます。今回は6団体と3名の個人の方が対象となっております。

次にございます学校環境整備活動でございますが、学校内または学校周辺の清掃活動、学校内の花壇整備、学校施設の維持・管理等の学校環境を整備する活動でございます。こちらは3団体と1名の個人の方が対象となっております。

その次にございます学校安全支援活動は、登下校時の見守り、校門での挨拶運動等の幼児・児童及び生徒の安全を支援する活動でございます。こちらは3団体と3名の個人が対象となっております。

2の「被贈呈者」は本資料の裏面をご覧ください。令和4年度葛飾区立学校支援団体・個人に対する感謝状被贈呈者の一覧でございます。上段の表でございますが、12団体の各団体が支援する学校名、感謝状を受ける団体名、対象活動、活動内容を記載してございます。下段の表は個人の7名の方が支援していただいている学校名、感謝状を受ける方のご氏名、対象活動、活動内容を記載してございます。

資料、表面にお戻りいただきまして、3の「贈呈式」でございます。日時は令和4年11月14日曜日午後3時から、男女平等推進センター1階多目的ホールで実施し、区長から各団体・個人に感謝状を贈呈する予定でございます。

報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問などございますでしょうか。

壺内委員。

○壺内委員 学校の活性化を図る観点からも、とてもいい事業だと思います。もっともっと応募していただきたい、そしてまた推薦を挙げていただきたい。特に個人の部で、中学校がお1人というのは少しさみしいなという感じがしています。また、これは部活動関係というのも含むのですか。もしあったら、部活動で活躍している子どもたちに、とてもよい指導をなさっている人もいますので、その辺からも挙げてくださればうれしいかなと思います。お願いいたします。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 今、委員のご指摘にございましたように、学校支援活動を続けていただいている区民の皆様がこれからも支援に取り組んでいただくということと、それからまた多くの区民の皆様が自分でそういった部活動の支援とか、そういったところで一生懸命指導していただいている方も支援の対象となるようにさせてはいただいているところではございますけれども、有償でお金を頂いている方については、この表彰の対象外とさせていただきます。ボランティアでやっていただいている方というところがございますので、その辺りも含めまして、今後どのようにしていくか考えてまいりたいと考えてございます。

○教育長 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項の3を終わります。

以上で、本日の議事は全て終了となりますけれども、その他何かご意見、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で令和4年教育委員会第7回定例会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 10時24分